

## ウ 入学定員の削減

### (要旨)

中教審法科大学院特別委員会では、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、入学者の質の確保、教育体制の充実や大量の司法試験不合格者の削減などの観点から、法科大学院自らが主体的に入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学定員の見直し（削減）を求めている。

### (入学定員の見直しと定員充足率)

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して入学定員の適正化を促した結果、74 法科大学院全てにおいて、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は、19 年度の 5,825 人が 23 年度には 4,571 人と 1,254 人の削減となっている。しかし、それ以上に入学者数が減少している（平成 19 年度の 5,713 人が 23 年度には 3,620 人と 2,093 人減少）ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 60 法科大学院で 951 人の欠員が生じており、定員充足率は 79.19%となっている。

また、74 法科大学院のうち、定員充足率が 80%を下回っている法科大学院は、平成 21 年度は 36 校、22 年度は 37 校、23 年度は 41 校（入学者募集を止めた 1 校を除く。）と増加している。平成 23 年度に定員充足率が 80%を下回った 41 校の分布をみると、20%未満が 5 校、30%未満が 4 校、40%未満が 5 校、50%未満が 7 校、60%未満が 11 校、70%未満が 3 校、80%未満が 6 校となっている。

定員充足率の低い法科大学院は、司法試験の合格率も低い傾向にあり、例えば、定員充足率 20%未満の 5 校では、合格率 5%未満が 3 校、平均の半分（11.77%）未満が 1 校、平均（23.54%）未満が 1 校となっている。

また、平成 23 年度の入学者数が 10 人に満たないものが 11 校あり、これらの法科大学院も、司法試験の合格率が低く、5%未満が 5 校、10%未満が 2 校、15%未満が 3 校、平均（23.54%）未満が 1 校となっている。

さらに、入学定員規模別に、司法試験の合格率をみると、平均（23.54%）を超えている法科大学院は、30 人未満のものが 13 校中 1 校（7.69%）、50 人未満のものが 32 校中 3 校（9.38%）、100 人未満のものが 19 校中 8 校（42.11%）、100 人以上のものが 9 校中 6 校（66.67%）となっている。

### (未修者に大きい入学定員の削減)

74 法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある 30 法科大学院（平成 23 年度時点。新たに未修者、既修者の別を設けた法科大学院を除く。）について、未修者、既修者別の入学定員の削減状況をみると、未修者は 1,423 人から 1,050 人へと 373 人の削減（削減率 26.21%）、既修者は 2,007 人から 1,795 人へと 212 人の削減（削減率 10.56%）となっている。

その内訳をみると、i) 未修者のみを削減しているものが 10 校で、未修者の

削減人数は 185 人（既修者は 10 人増員）、ii）未修者の削減率を大きくしているものが 9 校で、削減人数は未修者が 130 人、既修者が 118 人、iii）既修者のみを削減しているものが 4 校で、既修者の削減人数が 35 人、iv）既修者の削減率を大きくしているものが 5 校で、削減人数は未修者が 38 人、既修者が 47 人、v）未修者と既修者を同率で削減しているものが 2 校で、削減人数は未修者が 20 人、既修者が 22 人となっている。

## (7) 制度の概要

### (定員充足率の改善の必要性)

中教審法科大学院特別委員会報告では、「現在、74 校の法科大学院（国立 23 校・公立 2 校・私立 49 校）が設置され、平成 20 年度の入学定員の総計は 5,795 人であるが、定員過欠員の状況は、平成 16 年度（177 名超過）を除き、入学定員に対して入学者数が下回る状態が続き、平成 20 年度では 388 名（46 法科大学院）の欠員が生じている。このうち、平成 19 年度及び 20 年度の 2 か年連続で入学者数が入学定員に満たない法科大学院は 28 校あり、そのうち入学定員の 8 割を満たしていない法科大学院が 10 校ある。」とし、定員充足率の改善の必要性を指摘している。

### (入学定員の削減の必要性)

また、中教審法科大学院特別委員会報告においては、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、次のような状況がみられる法科大学院については、自ら主体的に入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要があると提言されている。

- ① 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難な状況
- ② 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難な状況
- ③ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見通しも含む。）している状況

また、中教審法科大学院特別委員会報告においては、そのような状況にない法科大学院においても、入学者の質の確保、教育体制の充実や大量の司法試験不合格者の削減などの観点から、入学定員の見直しに主体的に取り組み、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると提言されている。

## (イ) 政策効果の把握結果

### a 74 法科大学院の定員削減状況

74 法科大学院では、この方針を受け、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は 19 年度の 5,825 人が 23 年度には 4,571

人と1,254人の削減となっている。しかし、それ以上に入学者数が減少している（平成19年度の5,713人が23年度には3,620人と2,093人減少）ことから、欠員は解消されておらず、23年度は60法科大学院で951人の欠員が生じており、定員充足率は79.19%となっている（図表2-(2)-ウ-①参照）。

図表2-(2)-ウ-① 入学者数等の推移（74法科大学院）

（単位：人、％）

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,906	4,571
志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
入学者数	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620
欠員	▲177	281	41	112	398	921	787	951
定員充足率	103.17	95.18	99.30	98.08	93.13	84.02	83.97	79.19

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

74法科大学院のうち、定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-ウ-②のとおり、平成21年度は36校、22年度は37校、23年度は41校（入学者募集を止めた1校を除く。）と増加している。また、3年連続して定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-ウ-③のとおり、27校となっている。

平成23年度に定員充足率が80%を下回った41校の定員充足率の分布をみると、図表2-(2)-ウ-④のとおり、20%未満が5校、30%未満が4校、40%未満が5校、50%未満が7校、60%未満が11校、70%未満が3校、80%未満が6校となっている。

このうち、定員充足率20%未満の5校における平成23年司法試験合格率をみると、図表2-(2)-ウ-⑤のとおり、5%未満のものが3校、平均の半分（11.77%）未満のものが1校、平均（23.54%）未満のものが1校となっている。

また、平成23年度の入学者数が10人に満たないものが11校あり、このうち前年度（22年度）も入学者数が10人に満たなかったものが4校ある（図表2-(2)-ウ-⑥参照）。

これら11校における平成23年司法試験合格率をみると、図表2-(2)-ウ-⑥のとおり、5%未満のものが5校、10%未満のものが2校、15%未満のものが3校、平均（23.54%）未満のものが1校となっている。

さらに、入学定員規模別に、平成23年度司法試験合格率をみると、図表2-(2)-ウ-⑦のとおり、合格率が平均（23.54%）を超えている法科大学院は、30人未満のものが13校中1校（7.69%）、50人未満のものが32校中3校（9.38%）、100人未満のものが19校中8校（42.11%）、100人以上のものが9校中6校（66.67%）となっている。

図表 2 - (2) - ウ - ② 定員充足率が80%を下回っている法科大学院（74法科大学院）

（単位：校）

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	3	10	8	6	16	36	37	41

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ③ 3年連続して定員充足率が80%を下回っている法科大学院

（単位：人、%）

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	34	23	12
	入学者数	18	14	8
	定員充足率	36.00	46.67	26.67
	司法試験合格率	12.12	5.13	5.56
B 大学	入学定員	60	35	35
	合格者数	66	36	36
	入学者数	29	22	26
	定員充足率	48.33	62.86	74.29
	司法試験合格率	17.28	10.98	10.39
C 大学	入学定員	30	25	25
	合格者数	31	14	14
	入学者数	16	10	8
	定員充足率	53.33	40.00	32.00
	司法試験合格率	16.67	5.71	2.50
D 大学	入学定員	100	70	70
	合格者数	79	76	50
	入学者数	47	43	27
	定員充足率	47.00	61.43	38.57
	司法試験合格率	14.81	10.17	6.38
E 大学	入学定員	60	50	50
	合格者数	73	106	60
	入学者数	33	29	24
	定員充足率	55.00	58.00	48.00
	司法試験合格率	8.99	3.61	9.41
F 大学	入学定員	50	40	40

	合格者数	66	37	30
	入学者数	31	25	16
	定員充足率	62.00	62.50	40.00
	司法試験合格率	10.91	7.35	6.94
G 大学	入学定員	50	50	45
	合格者数	76	47	35
	入学者数	33	28	15
	定員充足率	66.00	56.00	33.33
	司法試験合格率	10.42	13.24	2.53
H 大学	入学定員	50	40	30
	合格者数	45	17	23
	入学者数	21	5	15
	定員充足率	42.00	12.50	50.00
	司法試験合格率	6.00	3.64	9.86
I 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	60	19	15
	入学者数	30	9	9
	定員充足率	60.00	22.50	22.50
	司法試験合格率	7.14	9.09	12.50
J 大学	入学定員	50	35	35
	合格者数	53	34	22
	入学者数	20	17	13
	定員充足率	40.00	48.57	37.14
	司法試験合格率	6.67	15.09	6.56
K 大学	入学定員	30	30	30
	合格者数	53	39	17
	入学者数	16	16	14
	定員充足率	53.33	53.33	46.67
	司法試験合格率	12.50	5.45	10.87
L 大学	入学定員	70	60	60
	合格者数	90	54	61
	入学者数	53	41	38
	定員充足率	75.71	68.33	63.33
	司法試験合格率	12.90	7.23	6.90
M 大学	入学定員	40	35	35
	合格者数	33	30	22
	入学者数	21	19	19

	定員充足率	52.50	54.29	54.29
	司法試験合格率	26.09	27.45	15.56
N 大学	入学定員	30	20	20
	合格者数	36	26	22
	入学者数	23	13	10
	定員充足率	76.67	65.00	50.00
	司法試験合格率	11.11	16.22	14.89
O 大学	入学定員	40	25	25
	合格者数	50	38	52
	入学者数	19	16	18
	定員充足率	47.50	64.00	72.00
	司法試験合格率	22.45	31.48	23.44
P 大学	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
Q 大学	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14.29	20.51
R 大学	入学定員	50	50	40
	合格者数	97	83	78
	入学者数	36	27	26
	定員充足率	72.00	54.00	65.00
	司法試験合格率	30.51	13.70	26.25
S 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5.41	3.23
T 大学	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63

U 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	58	52	48
	入学者数	23	22	19
	定員充足率	38.33	55.00	47.50
	司法試験合格率	18.00	14.04	13.79
V 大学	入学定員	60	35	35
	合格者数	53	35	17
	入学者数	30	8	9
	定員充足率	50.00	22.86	25.71
	司法試験合格率	10.71	10.26	2.63
W 大学	入学定員	30	20	20
	合格者数	8	0	-
	入学者数	5	0	-
	定員充足率	16.67	0.00	-
	司法試験合格率	7.69	0.00	0.00
X 大学	入学定員	30	20	20
	合格者数	27	12	15
	入学者数	18	11	10
	定員充足率	60.00	55.00	50.00
	司法試験合格率	4.35	10.34	8.70
Y 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	40	34	15
	入学者数	27	23	8
	定員充足率	54.00	76.67	26.67
	司法試験合格率	12.77	11.67	14.29
Z 大学	入学定員	30	15	15
	合格者数	27	16	12
	入学者数	14	9	7
	定員充足率	46.67	60.00	46.67
	司法試験合格率	5.71	0.00	6.25
AA 大学	入学定員	40	30	30
	合格者数	44	32	20
	入学者数	17	15	11
	定員充足率	42.50	50.00	36.67
	司法試験合格率	10.00	11.76	7.69

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 W大学は、平成23年度から入学者募集を停止している。

図表 2 - (2) - ウ - ④ 平成23年度に定員充足率80%未満の41法科大学院の分布  
(単位：校)

	10% 以上 20% 未満	20% 以上 30% 未満	30% 以上 40% 未満	40% 以上 50% 未満	50% 以上 60% 未満	60% 以上 70% 未満	70% 以上 80% 未満
法科大学院数	5	4	5	7	11	3	6

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑤ 平成23年度の定員充足率が20%未満の法科大学院  
(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5.41	3.23
B 大学	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63
C 大学	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
D 大学	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14.29	20.51
E 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	75	42	20
	入学者数	40	16	7
	定員充足率	80.00	40.00	17.50
	司法試験合格率	7.58	3.70	11.46

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑥ 平成23年度の入学者数が10人に満たない法科大学院

(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
B 大学	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14.29	20.51
C 大学	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5.41	3.23
D 大学	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63
E 大学	入学定員	30	15	15
	合格者数	27	16	12
	入学者数	14	9	7
	定員充足率	46.67	60.00	46.67
	司法試験合格率	5.71	0.00	6.25
F 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	75	42	20
	入学者数	40	16	7
	定員充足率	80.00	40.00	17.50
	司法試験合格率	7.58	3.70	11.46
G 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	34	23	12
	入学者数	18	14	8
	定員充足率	36.00	46.67	26.67

	司法試験合格率	12.12	5.13	5.56
H 大学	入学定員	30	25	25
	合格者数	31	14	14
	入学者数	16	10	8
	定員充足率	53.33	40.00	32.00
	司法試験合格率	16.67	5.71	2.50
I 大学	入学定員	50	30	30
	合格者数	40	34	15
	入学者数	27	23	8
	定員充足率	54.00	76.67	26.67
	司法試験合格率	12.77	11.67	14.29
J 大学	入学定員	50	40	40
	合格者数	60	19	15
	入学者数	30	9	9
	定員充足率	60.00	22.50	22.50
	司法試験合格率	7.14	9.09	12.50
K 大学	入学定員	60	35	35
	合格者数	53	35	17
	入学者数	30	8	9
	定員充足率	50.00	22.86	25.71
	司法試験合格率	10.71	10.26	2.63

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑦ 入学定員規模別の司法試験合格率が平均以上の法科大学院

30 人未満	30 人以上 50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上
13 校中 1 校 (7.69%)	32 校中 3 校 (9.38%)	19 校中 8 校 (42.11%)	9 校中 6 校 (66.67%)

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 入学者募集を止めた 1 校は除いてある。

#### b 調査対象 38 法科大学院の定員削減状況

当省が実地調査した 38 法科大学院においても、平成 22 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は 21 年度の 3,380 人が 23 年度は 2,651 人と 729 人の削減（削減率 21.57%）となっているが、それ以上に入学者数の減少率が高い（21 年度の 2,915 人が 23 年度は 2,236 人と 679

人減少。減少率 23.29%) ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 32 法科大学院で 415 人の欠員が生じており、定員充足率は 84.35% となっている (図表 2-(2)-ウ-⑧ 参照)。

図表 2-(2)-ウ-⑧ 入学者数等の推移 (38法科大学院)

(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	3,185	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380	2,866	2,651
志願者数	39,513	22,461	22,171	24,424	21,224	16,456	15,251	14,247
入学者数	3,264	3,217	3,384	3,313	3,166	2,915	2,529	2,236
欠員	▲79	163	▲4	67	214	465	337	415
定員充足率	102.48	95.18	100.12	98.02	93.67	86.24	88.24	84.35

(注) 当省の調査結果による。

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、定員充足率が 80% を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)-ウ-⑨ のとおり、平成 20 年度は 8 校であったものが、21 年度に 17 校に急増し、23 年度は 21 校に増加している。

平成 23 年度に定員充足率が 80% を下回った 21 校の定員充足率の分布をみると、図表 2-(2)-ウ-⑩ のとおり、10% 以上 20% 未満が 2 校、20% 以上 30% 未満が 2 校、30% 以上 40% 未満が 3 校、40% 以上 50% 未満が 2 校、50% 以上 60% 未満が 7 校、60% 以上 70% 未満が 2 校、70% 以上 80% 未満が 3 校となっている。

なお、定員充足率が 80% を下回る法科大学院が急増した時期は、競争性の確保のための合格者の厳選が始まった時期と一致している (上述 2-(2)-イ 参照)。

図表 2-(2)-ウ-⑨ 定員充足率が80%を下回っている法科大学院 (38法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	3	3	3	8	17	18	21

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ウ - ⑩ 平成23年度に定員充足率80%を下回っている21法科大学院の分布

単位：校

	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上	60%以上	70%以上
	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	60%未満	70%未満	80%未満
	2	2	3	2	7	2	3

(注) 当省の調査結果による。

c 入学定員を削減しても定員充足率が改善されない例

○ A大学

A大学は、開学（平成16年度）以来、定員充足率は最も高くても17年度の66.67%であり、入学者が一桁にまで減少した22年度、23年度は、それぞれ22.86%、25.71%となっている（図表2-(2)-ウ-⑪参照）。

これは、入学定員（規模）が入学者数（実需）を上回って設定されていたためと考えられたことから、A大学では、平成22年度に過去の入学者数（実需）に見合った規模に入学定員を削減した（60名から35名に削減）。しかし、平成22年度の入学者数は8名と21年度よりも22名減少し、定員充足率は改善されていない。

これについて、A大学では、入学者は司法試験の合格実績で法科大学院を選択する傾向にあり、更なる入学定員の削減は、私学として経営上難しいと考えているとしている。

図表 2 - (2) - ウ - ⑪ A大学における入学者数の推移

(単位：人、%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	60	60	60	60	60	60	35	35
志願者数	846	336	166	110	103	70	64	34
入学者数	35	40	29	36	33	30	8	9
欠員	25	20	31	24	27	30	27	26
定員充足率	58.33	66.67	48.33	60.00	55.00	50.00	22.86	25.71

(注) 当省の調査結果による。

d 定員充足率が改善された例

○ A大学

平成21年度、22年度と定員充足率が80%を下回っていたが、23年度には定員充足率が124.00%と一転して過員となっている（図表2-(2)-ウ-⑫参照）。

これについて、A大学では、平成22年度に入学定員を削減した（60名から30名に削減）が、定員充足率が下がった（51.67%から33.33%）ため、23年度に更に入学定員を削減する（30名から25名に削減）とともに、入学者に対する経済的支援の強化している（詳細は、2-(2)-イ-(イ)-e参照）。

図表2-(2)-ウ-⑫ A大学における入学者数の推移

(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	-	60	60	60	60	60	30	25
志願者数	-	373	335	303	202	161	65	189
入学者数	-	58	60	58	51	31	10	31
欠員	-	2	0	2	9	29	20	▲6
定員充足率	-	96.67	100.00	96.67	85.00	51.67	33.33	124.00

(注) 当省の調査結果による。

#### e 未修者に大きい入学定員の削減

74法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある30法科大学院（平成23年度時点。新たに未修者、既修者の別を設けた法科大学院を除く。）について、未修者、既修者別の入学定員の削減状況をみると、図表2-(2)-ウ-⑬のとおり、i)未修者のみを削減しているものが10法科大学院で、未修者の削減人数は185人（既修者は10人増員）、ii)未修者の削減率を大きくしているものが9法科大学院で、削減人数は未修者が130人、既修者が118人、iii)既修者のみを削減しているものが4法科大学院で、既修者の削減人数は35人、iv)既修者の削減率を大きくしているものが5法科大学院で、削減人数は未修者が38人、既修者が47人、v)未修者と既修者を同率で削減しているものが2法科大学院で、削減人数は未修者が20人、既修者が22人となっている。

上記i)及びii)の19法科大学院（63.33%）は、規模が比較的大きい大学院が多い（削減後の定員規模が80名以上の法科大学院が14校）ことから、30法科大学院の総計でみると、未修者は1,423人から1,050人へと373人の削減（削減率26.21%）、既修者は2,007人から1,795人へと212人の削減（削減率10.56%）となっている（図表2-(2)-ウ-⑬参照）。

図表 2 - (2) - ウ - ⑬ 30法科大学院における未修者・既修者別の定員削減状況  
(単位：人、%)

		全体	未修者	既修者
未修のみを削減	A 大学	100→80 (-20.0)	45→25 (-44.4)	55→55 (0.0)
	B 大学	100→80 (-20.0)	45→25 (-44.4)	55→55 (0.0)
	C 大学	100→90 (-10.0)	50→40 (-20.0)	50→50 (0.0)
	D 大学	50→45 (-10.0)	30→25 (-16.7)	20→20 (0.0)
	E 大学	300→270 (-10.0)	100→70 (-30.0)	200→200 (0.0)
	F 大学	100→80 (-20.0)	50→30 (-40.0)	50→50 (0.0)
	G 大学	100→80 (-20.0)	40→20 (-50.0)	60→60 (0.0)
	H 大学	100→80 (-20.0)	60→30 (-50.0)	40→50 (25.0)
	I 大学	60→50 (-16.7)	35→25 (-28.6)	25→25 (0.0)
	J 大学	100→80 (-20.0)	50→30 (-40.0)	50→50 (0.0)
	小 計	1,110→935 (-15.8)	505→320 (-36.6)	605→615 (1.7)
未修の削減率大	K 大学	300→240 (-20.0)	100→75 (-25.0)	200→165 (-17.5)
	L 大学	100→85 (-15.0)	30→25 (-16.7)	70→60 (-14.3)
	M 大学	65→52 (-20.0)	20→10 (-50.0)	45→42 (-7.7)
	N 大学	260→230 (-11.5)	80→70 (-12.5)	180→160 (-11.1)
	O 大学	200→170 (-15.0)	100→80 (-20.0)	100→90 (-10.0)
	P 大学	200→160 (-20.0)	60→35 (-41.6)	140→125 (-10.7)
	Q 大学	75→60 (-20.0)	40→30 (-25.0)	35→30 (-14.3)
	R 大学	150→130 (-13.3)	50→40 (-20.0)	100→90 (-10.0)
	S 大学	125→100 (-20.0)	65→50 (-23.1)	60→50 (-16.7)
	小 計	1,475→1,227 (-16.8)	545→415 (-23.9)	930→812 (-12.7)
既修のみを削減	T 大学	50→40 (-20.0)	15→15 (0.0)	35→25 (-28.6)
	U 大学	65→50 (-23.1)	15→15 (0.0)	50→35 (-30.0)
	V 大学	60→55 (-8.3)	18→18 (0.0)	42→37 (-11.9)
	W 大学	70→65 (-7.1)	30→30 (0.0)	40→35 (-12.5)
	小 計	245→210 (-14.3)	78→78 (0.0)	167→132 (-21.0)
既修の削減率大	X 大学	50→45 (-10.0)	35→33 (-5.7)	15→12 (-20.0)
	Y 大学	50→40 (-20.0)	30→25 (-16.7)	20→15 (-25.0)
	Z 大学	100→80 (-20.0)	30→25 (-16.7)	70→55 (-21.4)
	AA 大学	60→40 (-33.3)	50→34 (-32.0)	10→6 (-40.0)
	AB 大学	130→100 (-23.1)	50→40 (-20.0)	80→60 (-25.0)
	小 計	390→305 (-21.8)	195→157 (-19.5)	195→148 (-24.1)
同率	AC 大学	60→48 (-20.0)	50→40 (-20.0)	10→8 (-20.0)
	AD 大学	150→120 (-20.0)	50→40 (-20.0)	100→80 (-20.0)
	小 計	210→168 (-20.0)	100→80 (-20.0)	110→88 (-20.0)
合 計		3,430→2,845 (-17.1)	1,423→1,050 (-26.2)	2,007→1,795 (-10.6)

(注) 当省の調査結果による。

f 未修者を標準とする制度の理念と矛盾している例

A大学では、司法試験合格率が既修者（平成20年度修了者の21年試験の合格率は、61.76%）に比べ低い未修者（同21.31%）については、入学者の質の向上を図るため競争倍率を高め、厳選した入学者に対して少人数による手厚い教育を行う必要があるとしている。

そのため、平成22年度の入学定員の見直しに当たっては、未修者の定員を60名から30名に削減する一方、既修者の定員を40名から50名に増員している。

未修者教育を強化するため、入学者選抜試験において法曹となるべき能力を持った者を厳選することや入学した者に少人数による手厚い教育を行うことは重要なことであるが、多様な人材を法曹に受け入れるという法曹養成制度改革の理念や未修者（3年課程）を標準とする法科大学院制度設計を踏まえれば、多様な人材の受皿となる未修者の定員を削減する一方で既修者の定員を増員することは、制度の趣旨に反することがないように注意することが必要である。

g 非法学部出身者及び社会人の入学動向

非法学部出身者及び社会人の入学動向をみると、図表2-(2)-ウ-⑭のとおり、非法学部出身者の7割から8割が、社会人の6割から7割が、未修者に入学しており、この傾向は、平成16年度以降ほぼ変わっていない（平成23年度は、非法学部出身者748人中545人（72.86%）、社会人764人中469人（61.39%）が未修者に入学）。

図表2-(2)-ウ-⑭ 非法学部出身者及び社会人の入学動向

(単位：人、%)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
非法学部	1,988	1,660	1,634	1,490	1,410	1,224	868	748	
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
	既修者	311	213	311	314	256	278	204	203
		15.64	12.83	19.03	21.07	18.16	22.71	23.50	27.14
未修者	1,677	1,447	1,323	1,176	1,154	946	664	545	
		84.36	87.17	80.97	78.93	81.84	77.29	76.50	72.86
社会人	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	764	
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
	既修者	1,038	687	718	717	597	464	348	295
		37.18	32.86	37.30	39.09	37.10	35.75	35.05	38.61
未修者	1,754	1,404	1,207	1,117	1,012	834	645	469	
		62.82	67.14	62.70	60.91	62.90	64.25	64.95	61.39

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の上段は人数、下段はその割合である。

## (ウ) 評価の結果

### (入学定員の見直しと定員充足率)

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して入学定員の適正化を促した結果、74 法科大学院全てにおいて、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減しているが、定員充足率が 80%を下回っている法科大学院は、平成 21 年度は 36 校、22 年度は 37 校、23 年度は 41 校と増加している。

定員充足率の低い法科大学院は、司法試験の合格率も低い傾向にあり、例えば、定員充足率 20%未満の 5 校では、合格率 5%未満が 3 校、平均の半分 (11.77%) 未満が 1 校、平均 (23.54%) 未満が 1 校となっている。

また、平成 23 年度の入学者数が 10 人に満たないものが 11 校あり、これらの法科大学院も、司法試験の合格率が低く、5%未満が 5 校、10%未満が 2 校、15%未満が 3 校、平均 (23.54%) 未満が 1 校となっている。

これら定員充足率の極端に低い法科大学院や入学者数の極端に少ない法科大学院については、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った更なる入学定員の見直しが求められる。

また、入学定員規模別にみても、司法試験合格率が平均 (23.54%) を超えている法科大学院が、定員 30 人未満校では 13 校中 1 校 (7.69%) であるのに対し、定員 100 人以上校では 9 校中 6 校 (66.67%) であり、法科大学院の教育の質を確保するためには、一定程度の入学定員規模を確保することが必要と判断される。

入学定員規模の小さい法科大学院に対し、教育の質を確保する観点から、更なる入学定員の削減を求める場合、実入学者に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定される。

### (未修者に大きい入学定員の削減)

入学定員に未修者、既修者の別がある法科大学院においては、30 校中 19 校が未修者の定員削減率を既修者の定員削減率より大きくしている。

未修者のみの削減や未修者の削減率を大きくしている法科大学院は、その理由として、未修者教育の強化 (入学者選抜試験において法曹となるべき能力を厳選することや入学者した者に少人数による手厚い教育を行うこと) を挙げている。

しかし、非法学部出身者の 7 割から 8 割が、社会人の 6 割から 7 割が未修者に入学しており、未修者が非法学部出身者及び社会人の受皿となっていることが推察される。

以上のことから、入学定員の削減に関しては、次のような課題が認められる。

定員充足率が極端に低い法科大学院や入学者数が極端に少ない法科大学院については、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しを求めるべきである。

入学定員規模の小さい法科大学院について、教育の質を確保する観点から、更なる入学定員の削減を求める場合、実入学者に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

入学定員の見直しに当たって、未修者のみの削減や未修者の削減率を大きくすることは、多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念や未修者（3年課程）を標準とする法科大学院制度設計に反することがないよう注意することが必要である。